

④ 抽選の有無の通知… 11月下旬

通学区域以外の学校を希望された方全員に、抽選の有無を通知します。「通学区域以外からの希望者数」が「通学区域以外からの受入可能人数」を超えた学校は、抽選により入学予定者を決定します。なお、受入可能人数が0人だった場合は補欠登録を通知します。

また、変更申請（3ページ〔③希望変更の申請〕）の結果を反映した希望調査の最終集計結果及び、各校の受入可能人数等を区のホームページにて公表します。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/higashisumiyoshi/category/3463-6-2-1-0-0-0-0-0.html>)



⑤ 抽選の実施… 12月5日(月)・8日(木)

第1希望者数が学校の受入可能人数を超える学校については抽選を行います。

▶ やたなか小中一貫校

【抽選日】12月5日(月)

【時間】14時～

【会場】東住吉区役所 3階会議室

▶ 小中一貫校以外の小・中学校

【抽選日】12月8日(木)

【時間】14時～

【会場】東住吉区役所 3階会議室

- * 学校ごとに抽選を行います。希望者の順位を決め、受入可能人数までの順位が当選者となります。
- * 当選者は、当選した希望校が就学指定校となります。(落選者は第1希望校の補欠となります。)
- * 第1希望者を受け入れてなお受入可能人数に達していない学校について、第2希望者の抽選を行います。ただし、第2希望者が全て受入可能な場合は抽選を行わず、第2希望校が就学指定校となります。
- * 第2希望校でも落選となった場合は、第1希望校の補欠となります。(第2希望校が就学指定校となった場合、自動的に第1希望の補欠から外れます。)
- * 補欠登録者は、入学予定者の転出、国立・私立学校入学等により希望校の受入可能人数に空きが生じた場合には、順次繰上げとなります。
- * 抽選は公開で行いますので、立ち会うことができます。なお、立ち会わない場合も抽選で不利になることはありません。

⑥ 就学指定校の通知(就学通知書)… 12月下旬

区役所から就学通知書が送付されます。

また、抽選を行った各学校の抽選結果を区のホームページにて公表します。

就学通知書に記載された就学先の学校は、転居や国立、私立学校への入学等の特別の理由がある場合を除き変更できません。

また、補欠登録となっている方の就学通知書には、通学区域校が記載されています。補欠繰り上げについては、下記の⑦補欠の繰り上げをご覧ください。

1～2月頃…各小・中学校で入学前説明会が開催されますので参加してください。

⑦ 補欠の繰り上げ… 小学校…2月10日(金)まで・中学校…2月17日(金)まで

小学校は令和5年2月10日(金)まで、中学校は2月17日(金)までに転出や国立・私立学校への入学などで受け入れ人数に空きが生じた場合、順次、補欠登録者の繰り上げを行います。

繰り上げで当選された方へは、繰り上げの意思確認を行ったうえで、先に発行した就学通知書に換えて、新たに繰り上げ後の就学通知を発行いたします。

* 補欠登録を辞退し、通学区域の学校への就学を希望される場合は辞退届を区役所窓口サービス課まで提出してください。

就学時健康診断について(新小学校1年生)

就学時健康診断は、学校保健安全法に基づく健康診断です。就学される前の年の10月から12月にかけて各小学校等の健診会場において実施します。実施日は各健診会場により異なります。

就学時健康診断については、9月下旬以降、「就学時健康診断のお知らせ」が送られてきますので、指定の健診会場を受診してください。「就学時健康診断のお知らせ」の送付時期は各健診会場により異なります。

学校選択制で、通学区域以外の小学校等を希望される場合でも、健康診断は指定の健診会場を受診し、受診後に渡される「就学時健康診断結果票」を大切に保管し、就学が決定しましたら、就学先の小学校等へご提出ください。

問合せ先 教育委員会事務局指導部保健体育担当 (06-6208-9141)

東住吉区内の市立小・中学校に入学しない方へのお願い

区外へ引越しが決まった場合や、国立・私立の学校等に入学が決定し、東住吉区の市立小・中学校に入学しない方は、速やかに区役所窓口サービス課までご連絡ください(国立・私立小・中学校に入学が決定した方は、その学校の入学許可書を提出してください)。

抽選で補欠となった方が繰り上げ当選を待っています。

学級編制を円滑に行うためにも、ご協力をお願いします。

(参考：補欠の繰り上げ…小学校は令和5年2月10日(金)まで、中学校は2月17日(金)まで)

【担当】東住吉区役所 窓口サービス課(住民情報) TEL 06-4399-9963

就学指定校変更の基準について

* 就学指定校変更とは、学校選択制とは全く異なり、大阪市で定めた一定の基準に基づき、相当な理由のある場合(住宅建て替えに伴い一時的に通学区域以外に転居する場合で現に在学する学校に通いたい場合・小学生の児童で保護者の就労等により就学指定校への通学が困難な場合・いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っており、転校することが望ましい場合など)で、希望する学校への登校および下校の安全に支障がないと認められる場合のみ、保護者の申請に基づいて、区長の許可により、指定された学校以外への就学を認める制度です。

* 就学通知書送付時に就学指定校変更の申請案内を同封いたしますので、就学指定校変更を希望される方は、就学通知書がお手元に届いてから、随時申請してください。

【担当】東住吉区役所 窓口サービス課(住民情報) TEL 06-4399-9963

学校配置の適正化について

大阪市では、平成22年の大阪市適正配置審議会の「今後の学校配置の適正化の進め方について(答申)」に基づき、児童のより良い教育環境の整備を図るため、「大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針」を策定し、学校配置の適正化に取り組んでいます。

詳しくは、[大阪市ホームページ「大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針」](#)

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000267190.html>) をご参照ください。

学校適正化

検索

